

1. 「包括許可要領関係」関係

Q1. 本改正により要件となった「外為法を始めとする輸出関連法規の最新情報を入手し、輸出等の業務に従事する役職員に対して周知している者」について、「外為法を始めとする輸出関連法規」とは何を指すのか。また、入手や周知の方法、そのエビデンスはどのように考えたらよいのか？

A1. 外為法を始めとする輸出関連法規とは、外為法とこれに基づく政令、省令、通達等となります。

本要件については、これまでも自己管理チェックリストに同様の項目が有り、運用方法も同様と考えております。入手については、例えば、当省の「安全保障貿易管理」ホームページの定期的なチェックや説明会への参加などによって行っていただければと思います。周知についても、例えば、これら情報を社内イントラに掲載したり、メール転送などによって行っていただければと思います。

包括許可申請時には、当方で既に提出されている自己管理チェックリストにより確認いたしますので、申請時にエビデンスをご用意頂く必要はありません。なお、実際の運用については立入検査時等に確認させていただく場合がありますので、社内イントラや、メール転送したものなどを提示できるようにしておいてください。

2. 「輸出管理内部規程の届出等について」関係

Q1. これまで特別一般包括許可等の取得・更新には申請前の1年間に適格説明会の受講が要件であったが、本改正に伴い説明会の受講実績の報告は不要となるのか？また、説明会は今後開催しないのか？

A1. 本改正に伴い、輸出者等概要・自己管理チェックリストの「適格説明会の受講実績」欄は削除となり、説明会の受講実績の報告をいただく必要はありません。

最新の様式については、安全保障貿易管理ホームページ＞企業等の自主管理の「輸出管理内部規程(CP)の届出様式」に掲載のもの (http://www.meti.go.jp/policy/ampo/compliance_programs.html)をご活用ください。

安全保障貿易管理に関する説明会は引き続き開催します。実施スケジュールについては、詳細が決まり次第、当省の「安全保障貿易管理」ホームページに掲載させていただきます。